

記者提供資料（平成22年9月30日） ※ この内容は日本政策金融公庫神戸支店より神戸経済記者クラブにもプレスリリースされています。

産業振興局庶務課 荒牧、多名部 TEL：078-322-5323 内線：3816

産業振興局企業誘致推進室企業立地課 宮道、香川 TEL：078-322-6340 内線：3828

日本政策金融公庫による「神戸医療産業クラスター成長促進貸付」

（制度名：地域活性化・雇用促進資金〈地方公共団体関連〉）の取扱い開始について

神戸市では、医療産業都市構想の推進に関して、医療関連企業等の集積を一層強化するために、本年2月に日本公庫との間で協定を締結し、相互の情報交換等に努めてきました。今回、日本政策金融公庫が地方公共団体の推進する事業に関連した同制度を創設するにあたり、北海道と並び全国で初めての取り扱い開始となりましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）神戸支店は、10月1日（金）より、神戸市と連携して中小企業者を支援する特別融資制度「神戸医療産業クラスター成長促進貸付」（制度名：地域活性化・雇用促進資金〈地方公共団体関連〉）の取扱いを開始することとなりました。

本融資制度は、地方公共団体が推進する政策に基づき地域活性化に取り組み、かつ、地方公共団体が認定した事業を行う中小企業者を支援するものです。

<「神戸医療産業クラスター成長促進貸付」適用までの流れ>

① 神戸市の認定取得

神戸市産業振興局企業誘致推進室に対して、同市が定める要件に合致している旨の確認申請書を提出し、認定を取得します。

※確認申請書は、神戸市産業振興局庶務課及び企業立地推進室において取得できます。

神戸市産業振興局企業誘致推進室へのお問い合わせ先：TEL 078-322-6341

② 融資申込

最寄りの支店にご相談いただき、審査必要書類を提出していただきます。

※融資申込を行うにあたっては、確認申請書の写しの他、神戸市が発行した貸付対象証明書が必要となります。

③ 審査

提出資料等に基づき、ご融資の検討を行います。

④ ご融資

<お問い合わせ先>

株式会社日本政策金融公庫 神戸支店中小企業事業総括課 Tel：078-362-5961（担当：古園）

**「神戸医療産業クラスター成長促進貸付融資（制度名：地域活性化・雇用促進資金
＜地方公共団体関連＞）」の概要**

本融資制度は、日本公庫の国民生活事業及び中小企業事業において、お取り扱いしています。

	国民生活事業	中小企業事業
融資対象	神戸医療産業都市構想に関連してポートアイランドに進出した企業として、神戸市が記者発表を行った企業 ※融資にあたっては、神戸市が発行した貸付対象証明書が必要です。	
資金使途	対象先が、事業活動を行うために必要な設備資金及び長期運転資金	
融資限度	7千2百万円 (うち長期運転資金4千8百万円)	7億2千万円 (うち長期運転資金2億5千万円)
融資期間	設備資金 20年以内 (うち据置2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置1年以内)	
融資利率	基準利率	
保証人・担保	ご融資に際しての保証人、担保などにつきましては、お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。	